

◎団体活動を行う**4名以上**の方々でご加入ください。

団体の年齢、スポーツ活動の有無、スポーツ活動の種類および補償範囲によって加入区分が異なります。

■スポーツ活動とは、次の活動を言います。 運動競技および身体運動であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいいます。なお、次の活動もスポーツ活動となります。(危険度の高いスポーツ活動はD区分での加入となります。) ●各種体操、大輪拳、ヨガなどのフィットネス ●各種ダンス、バレエ、阿波踊り、よさこい、よさこいソーラン、バントウリング、カラガードなどのダンス、踊り ●ウォーキング、ハイキング、釣り、キャンプ、サイクリングなどの野外活動 ●運動会、球技大会など	■危険度の高いスポーツ活動とは、次の活動を言います。 ●山岳登山(注1) ●アメリカンフットボール ●ボブスレー、リュージュ、スケルトン ●スカイダイビング ●航空機(グライダー)および飛行船を除く。)の操縦 ●超軽量動力機(注2)、ハンググライダー(注3)、ジャイロプレーンの搭乗 ●その他これらに類するスポーツ活動
■A2区分ではスポーツ活動(指導・審判を含む)中の事故は補償の対象とはなりません。 ボランティヤ、地域活動、団体活動の支援であってもその活動にスポーツ活動が含まれる場合や、加入団体でのスポーツ活動中の事故を含めて補償を受けた場合は、C区分、B区分またはD区分でご加入ください。	(注1)を山登山、岩登り、沢登り、フリークライミング(スポーツクライミングを除く。)など特殊な技術と経験を要するもの、(具体的に、ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの) (注2)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を行い、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。 (注3)パラグライダーの搭乗は、C区分またはB区分となります。